

平成28年度第1回青森市地方独立行政法人評価委員会 会議概要

- **開催日時** 平成28年7月8日（金） 13：30～15：30
- **開催場所** 本庁第2庁舎2階「庁議室」
- **会議次第**
 - 1 開会
 - 2 議事
 - (1) 評価実施スケジュールについて
 - (2) 公立大学法人青森公立大学の平成27年度業務実績報告書について
 - (3) 公立大学法人青森公立大学の平成27年度財務諸表等について
 - 3 閉会
- **出席委員** 若井敬一郎委員、内村隆志委員、井畑明男委員、藤本幸男委員
- **市出席者** 相馬理事、船橋政策推進課長、福島政策推進課副参事他
- **大学出席者** 福土理事長、香取学長、山科事務局長、森田事務局次長、伊藤事務局副参事、柴田事務局副参事他

■ 議事要旨

《1 開会》

○司会：ただ今から平成28年度第1回青森市地方独立行政法人評価委員会を開会いたします。

本日司会を務めさせていただきます、青森市市民政策部政策推進課の大坂と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、本委員会の開催につきましては、青森市地方独立行政法人評価委員会条例第5条第2項の規定により、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上の出席が必要とされておりますが、本日は5名中4名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、青森市地方独立行政法人評価委員会の会議及び会議内容については、原則公開としつつも、業務実績評価などの法人ヒアリングについては他大学が認知していない先進的な調査研究に関する内容にも議論が及ぶことなどが考えられ、大学運営上、大学の調査研究の内容を公にすることによって大学の当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすなど、不利益が生じる恐れがあることに加え、非公開とすることで大学との踏み込んだ意見交換を行うことができ、より適正な

評価が可能になることから、非公開で行うことについて、平成22年度第1回青森市独立行政法人評価委員会の会議において、決定しております。

このことから、本日の会議は非公開、会議概要については、ホームページ上で法人ヒアリング以外を公開とすることをあらかじめご報告いたします。

それでは、本日の委員会は、本年度第1回目でありますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

本委員会の委員長を務めていただいております、青森商工会議所会頭 若井様でございます

本委員会の委員長職務代理者を務めていただいております、日本労働組合総連合会青森県連合会会長 内村 様でございます。

委員の株式会社青森銀行顧問(前一般社団法人青森県経営者協会会長)井畑 様でございます。

委員の公立大学法人青森県立保健大学事務局長 藤本 様でございます。

最後に、委員の日本公認会計士協会東北会青森県会会員 西谷様でございます。なお、西谷委員につきましては、本日欠席となっております。

続きまして、市側出席者を紹介します。

市民政策部理事 相馬です。

市民政策部政策推進課長 船橋です。

市民政策部政策推進課副参事 福島です。

なお、市民政策部長 福井につきましては、本日公務のため欠席とさせていただきます。

次に、公立大学法人青森公立大学側の出席者を紹介します。

福土理事長です。

香取学長です。

山科事務局長です。

森田事務局次長です。

伊藤事務局副参事です。

柴田事務局副参事です。

横内事務局主幹です。

それでは、本日の審議に入りたいと思います。

委員長、議事の進行をお願いいたします。

《2 議事》

○委員長：本日の案件は、いずれも青森公立大学の運営に係る非常に重要な案件でございますが、皆様のご協力をいただきながら、円滑に会議を進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初の案件は、「評価実施スケジュール（案）について」であります。事務局から説明をお願いします。

○事務局：はい、

「資料1」をご覧ください。

青森公立大学から、平成28年6月28日付けで提出されました「平成27年度業務実績報告書」につきましては、地方独立行政法人法第28条第1項の規定により、評価委員会の評価を受けなければならないとされております。

また、「平成27年度財務諸表等」につきましては、同法第34条及び40条の規定により、市の承認が必要であり、市が承認をしようとするときは、評価委員会の意見を聴かななければならないとされております。

このことから、本日の評価委員会におきましては、「平成27年度業務実績報告書」及び、「平成27年度財務諸表等」の内容について、それぞれ青森公立大学からご説明申し上げ、委員の皆様からご質問やご意見をいただくこととしております。

また、委員の皆様には、評価委員会終了後に、資料8の「委員評価点数及びコメント報告用」の様式により、7月14日までにFAXまたはEメールにてご提出いただくこととしております。

事務局では、これら委員の皆様からいただいたご意見に基づき、「平成27年度業務実績評価書（案）」を作成し、7月20日ごろ皆様に送付いたします。

なお、評価点数につきましては、該当すると考える点数に○を付けていただきますが、お配りしている参考資料2の「青森公立大学事業年度評価実績要領」の2枚目「第4 評価委員会による評価」の基準により評価いただきますようお願いいたします。

特段、ご意見がない場合でも、評価点数は必ずご記入くださるようお願いいたします。

次に、7月25日に開催予定の第2回評価委員会では、財務諸表等についての委員会意見を決定するとともに、事務局が作成いたします平成27年度業務実績評価書(案)についてご審議いただき、業務実績評価書を決定していただくこととしております。

なお、業務実績評価書の最終版につきましては、必要に応じて修正を加えた後に、8月1日までに委員の皆様へ送付することとし、併せて、8月10日までに青森公立大学への通知、市長への報告、委員会からの公表を行うこととしております。

以上が今後のスケジュールでございます。なお、業務実績評価書につきましては法第28条第5項の規定により議会に報告しなければならないこととなっておりますことから、9月の定例会で報告する予定でございます。

「参考資料1」をご覧ください。

評価委員会が実施する評価の基本方針についてご説明いたします。

まず、1の評価の基本的な考え方ですが、評価につきましても、法人の業務運営の改善・向上に積極的に活かされるような評価を行うとともに、法人のインセンティブを損なうことのないよう、特色ある取組や工夫を積極的に評価することとします。

また、評価結果は、市民に公表することを踏まえ、わかりやすい表記といたします。

次に2の評価の種別ですが、

評価委員会においては、(1)の事業年度評価と(2)の中間目標期間評価を実施するものであり、このうち、事業年度評価については、当該事業年度における中間計画の実施状況の調査及び分析をし、その結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評価を行います。

また、中間目標期間評価については、当該中期目標期間における中期目標の達成状況調査及び分析をし、その結果を考慮して当該中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評価を行います。事業年度評価は毎年度、中期目標期間評価は期間終了後に行いますが今年度は毎年度の事業年度評価となっております。

次に3の評価の方法ですが

法人の自己評価を付した業務実績報告書に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」を行います。このうち項目別評価については、大項目別に法人の自己評価の結果を踏まえ、調査・分析を行い、5段階により評価します。

また、全体評価については、項目別評価の結果を踏まえ、総合的に記述式評価を行い、必要と認める場合は、業務の改善等の勧告を行います。

また、4の評価の結果の通知等ですが
評議結果の通知及び報告は、実施要領に定める業務実績評価書により行うこととし、評価の公表は市のホームページへの掲載により行います。

最後に5のその他ですが
この基本方針に定めるもののほか、必要な事項については、評価委員会が別に定めることとしております。

「参考資料2」をご覧ください。

第1の趣旨ですが

この評価実施要領は、ただいまご説明いたしました「評価の基本方針」に基づき、各事業年度における業務の実績に関する評価の実施に関し必要な事項を定めたものであります。

第2の事業年度評価の実施ですが、
事業年度評価については、法人が当該事業年度における業務の実績及び自己評価を内容とする業務実績報告書を評価委員会に提出し、評価委員会が必要に応じて法人から聞き取り、即ちヒアリングを行い、調査・分析をし、その結果を踏まえて「業務実績評価書」を作成することにより実施するものであります。

なお、この業務実績評価書については、法第28条第4項により、市長へ報告するとともに広く市民に公表することとし、法第28条第5項により議会へ報告することとなっております。

第3の法人による自己評価ですが
自己評価については、①の小項目別評価、②の大項目別評価、③の全体評価を自己評価するものとしております。このうち小項目評価については、小項目ごとに当該事業年度における業務実績を4段階により自己評価を行います。また、大項目別評価については、この小項目別評価の内容を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況を記述式により自己評価を行います。

そして、全体評価については、大項目別評価を踏まえ、当該事業年度における業務実績全体について、記述式により事業評価を行います。

第4の評価委員会による評価ですが
評価委員会では、業務実績についての調査・分析結果を踏まえ、2の項目別評価として、大項目ごとに中期計画の達成に向けた業務の進捗状況及び特記事項の内容を総合的に勘案し、5段階により評価するとともにその評価理由を明らかにします。

また、この項目別評価の結果を踏まえ、全体評価として当該年度における業務実績の全体について記述式により総合的な評価を行い、必要に応じて、法人に対する業務運営の改善等の報告事項を記載いたします。

第5の事業年度評価のスケジュールは、先ほどの説明と同じなので割愛します

「参考資料3」をご覧ください。

「利益処分承認の考え方と承認基準について」ご説明します。

ここでいう利益とは簡単に言えば、決算剰余金のことであり、決算剰余金が発生した場合に、どのように処理することとしているのか、その考え方を整理したものであります。

1の利益処分の流れですが

法第40条第1項の規定により、大学は損益計算において生じた当期総利益については、前年度に繰越損失が有る場合はその損失を補填しそれでもなお剰余がある場合には、その剰余金すなわち「当期末処分利益」を積立金として整理しなければならないとされています。

また、大学は、同法第40条第3項の規定により、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰越した損失をうめ、なお剰余があるときは、設立団体の長、市長の承認を受けて、その剰余の額の全部または一部を翌事業年度に係る認可中期計画の剰余金の使途に充てることができることとされています。

このことから、市では、承認基準を定めましたが、当該剰余金について評価委員会の意見を聴き、市が経営努力により生じたものとした場合には、目的積立金に積み立てをし、次年度以降、中期計画に定めている教育研究の質の向上及び学生生活の充実ならびに地域貢献活動の推進を図るために充てることを可能としております。

一方、市が経営努力により生じたものではないと認定した場合には、積立金に整理し、中期計画期間終了後、原則として市に返還することとしています。

2の経営努力の具体的な取り扱い、即ち承認基準についてですが、まず、①の自己収入から生じた利益、たとえば国の補助金の獲得、産学官・各種団体等との連携による外部資金の獲得、大学開放や自主事業の実施等、見込みを上回って獲得した利益については、経営努力と認定するものであります。

また②の運営費交付金収益から業務効率化等によって生じた利益については学生の充足率が90%を下回るなど、事業を予定どおりに行うことができなかった場合を除き、経営努力と認定するものであります。

経営努力認定の基本的な考え方ではありますが、まず1つとして、国立大学法人制度においては、教育研究という大学の業務の特性、また、業務を予定どおり行えば収支が均衡するものであるから、予定通り事業を行った結果剰余金が発生した場合には、法人の業務効率化等の結果とすることが妥当とされていることから、市においても、同様の考え方を採用することとしております。

また、2つとして、地方独立行政法人制度において、利益処分の承認については、経営努力のインセンティブを法人に与えるための仕組みであり、大学が、すでに業務の効率化に取り組んでいる中で、基準が厳しすぎると法人の二重の業務効率化を課することにもなり、インセンティブが損なわれる可能性があるものと考えております。

3の「承認基準を定めるにあたっての前提」及び4の「承認の対象となる額」については説明を省略させていただき、最後に5の「経営努力認定の考え方」ですが

- ① の入学料や授業料等の運営交付金対象収入が当初予算額を上回った結果生じた利益や
 - ② 受講者負担金による事業等、特定収入事業を行った結果生じた利益、
- (2) の管理経費の抑制等、運営費交付金に基づく収益において、中期計画（年度計画）の記載事項に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した結果発生した利益や
- (3) その他法人において経営努力によることを立証した場合については、経営努力に生じた利益を認めることとしております。

説明は以上でございます。

○委員長：ただいまの説明について委員の皆様から、何かご意見・ご質問ございますか。

○委員：運営交付金に基づく収益において、本来行うべき業務を効率的な経営努力の中にプロパー職員の人件費について書かれていますが、賃金を削減して経費圧縮した場合は経営努力という見方をするという考え方について、プロパー職員の頭数は別として水準そのものは人事院勧告などをベースにするのかと思うが、必要な人員を減らしてもうまくまわす、ということなのか。

この部分の取り扱いはどうなのか？

○事務局：中期計画に定める様々な業務に取り組んでいく中で、正職員でなくても臨時職員、嘱託員でも可能である等の業務の見極めをしつつ、対応している場合は経営努力と認めているというものであります。

○委員長：他にございませんか。なければ、次に、「公立大学法人青森公立大学の平成27年度業務実績報告書について」であります。大学側から説明をお願いします。

★議事（2）の大学からのヒアリング部分は非公開です。

○委員長：ただいまの説明について、委員の皆様からご意見・ご質問はありませんか。

★質疑対応部分は非公開です

○委員長：それでは、最後の案件になりますが、「公立大学法人青森公立大学の平成27年度財務諸表等について」同じく公立大学から説明をお願いします。

★議事（3）の大学からのヒアリング部分は非公開です。

○委員長：ただいまの説明について、委員の皆様からご意見・ご質問はありませんか。

★質疑対応部分は非公開です

○委員長：大変ありがとうございました。ただいま委員の皆様からいただいた貴重なご意見、ご提案を参考に、平成27年度業務実績評価書の内容を確定してまいりたいと思っておりますが、本日いただいたご意見以外にも、ご意見等ございましたら、お

渡ししているスケジュールのとおり 7月14日までに、皆様に配布している様式にて、意見及び評価の点数を事務局までご連絡をお願いしたいと思います。

なお、ご意見が無い場合でも、評価の点数だけはお知らせくださるようお願いいたします。

それでは、第1回の地方独立行政法人評価委員会の審議を終わりたいと思います。

《3 閉会》

○司会：委員長、そして委員の皆様、長時間にわたり、どうもありがとうございました。

ただいま委員長からもお話いただきましたが、ご意見がある場合も、ご意見がない場合も、評価点数につきましては、7月14日までに事務局にお知らせいただきたいと存じます。

また、次回の第2回評価委員会は、スケジュールにも記載しておりますとおり、7月25日月曜日13時30分から、本日と同じ会場であります「庁議室」にて行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「平成28年度第1回青森市地方独立行政法人評価委員会」を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。